



風流踊ふうりゅうおどり ユネスコ無形文化遺産に

「郡上踊」と「寒水の掛踊かのみずかけおどり」が登録

11月30日、モロッコで開催されたユネスコ無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会において、郡上踊と寒水の掛踊を含む全国24都府県、42市町村の「風流踊」41件が、ユネスコ無形文化遺産への登録決定となりました。

「風流踊」とは

今回、ユネスコ無形文化遺産に登録されたのは、国重要無形民俗文化財のうち、「風流踊」というグループに属する民俗芸能です。

「風流踊」は、盆踊、小歌踊、念仏踊、太鼓踊など、全国各地の歴史や風土に応じた多彩な姿で伝承されてきました。華やかな、人目を惹く、という「風流ふうりゅう」の精神を体現し、衣裳や持ち物に趣向をこらして、歌や笛、太鼓、鉦かねなどの囀りに合わせて賑やかに踊ることによって、災厄を祓い、死者供養、豊作祈願、雨乞いなど、安寧な暮らしをもたらされることを願うという共通の特徴をもっています。

つても、踊り方や装いなど様々な違いがありますが、ともに「風流」の精神が根底にあり、違い自体が、長い歴史と風土によって形作られた「風流踊」の多様性を示しています。

ユネスコ無形文化遺産とは

ユネスコ無形文化遺産とは、口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術といった無形の文化遺産を保護するために、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」を策定し、その保護を進めようとするものです。

最近では、日本からは「伝統建築工匠の技」（令和2年）が登録されていて、今回の「風流踊」は、岐阜県で「和紙

（平成26年）」と「山・鉦・屋台行事（平成28年）」に続く3件目、郡上市では初めての登録となります。

ユネスコ登録へ向けた活動

「風流踊」の保存・振興を図るため、全国各地の「風流踊」に分類される国重要無形民俗文化財の保存団体は、平成31年に「全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会（以下、全風連と表記）」を設立しました。岐阜県からは、当時に国の指定を受けていた郡上踊の郡上おどり保存会が加盟し、令和3年には新たに国の指定を受けた寒水の掛踊の寒水掛踊保存会が加盟しました。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、「風流踊」も開催自粛が相次ぎましたが、困



難な状況下でも、全風連では加盟団体相互のネットワークづくりや、情報交換を続けてきました。今回の登録は、そのような関係者のみなさんの地道な努力が実ったものと言えます。

登録記念セレモニーの開催

去る11月30日（水）に、郡上市総合文化センターに郡上おどり保存会、寒水掛踊保存会や各関係者が集まり、岐阜県庁とオンライン中継を結んで、モロッコで開催されたユネスコ無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会の審議を動画配信で見守りました。

「風流踊」の登録が決定されると両会場で一斉に歓声が上がり、皆で喜びを分かち合いました。登録記念のセレモニーでは、両会場でお祝いのくす玉割りや両保存会長の決意表明が行われ、郡上踊と寒水の掛踊の踊りが披露されました。

今回の登録を機会に、今後も地域のみなさんと協力し、郡上踊と寒水の掛踊をはじめ、地域の民俗芸能の継承と発展に向けて取り組んでいこうと決意を新たにしました。

